

## 『管理に係る重要事項調査報告書』の作成についてのご案内

宅地建物取引業法第35条第1項第6号、同法施行規則第16条の2及び昭和63年建設省経動発第89号等に基づく「管理に係る重要事項調査報告書」の作成に関して、当社は下記の対応をさせていただきますのでご了承賜りたくお願い申し上げます。

### 記

#### 【ご依頼方法】

ご依頼方法の詳細は、下記各支店等の受付窓口までお問合せください。  
また、調査報告書の提出には、所定の日数を頂いております。  
ご希望日に提出できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

#### 【受付時間】

月～金曜日の9:00～17:30（土曜・日曜・祝日は定休日）

#### 【受付窓口】

以下の各支店等にて承っております。  
物件の管轄支店等がご不明な場合は、本社代表窓口までお問合せください。

事務所名	電話番号	管轄エリア
東京中央支店	03-3455-0629	<東京都> 23区（大田区、台東区、葛飾区、足立区、墨田区、荒川区、北区を除く）、及び都下全域 <神奈川県> 川崎市全域（川崎区以外）、及び横浜市青葉区、都筑区
東京北支店	03-5284-6611	<東京都> 台東区、葛飾区、足立区、墨田区、荒川区、北区 <埼玉県> 全域 <千葉県> 全域
東京南支店	03-3730-7331	<東京都> 大田区
横浜支店	045-565-9840	<神奈川県> 横浜市全域（青葉区、都筑区を除く）、川崎市川崎区、及びその他の市町村全域（小田原市、箱根町を除く）
静岡支店	055-922-9431	<静岡県> 全域（静岡市、熱海市、伊東市を除く）
〃 静岡営業所	054-248-6330	<静岡県> 静岡市
〃 熱海営業所	0557-81-1022	<静岡県> 熱海市、伊東市 <神奈川県> 小田原市、箱根町
関西支店	06-6949-4881	<大阪府> 全域、<京都府> 全域、<奈良県> 全域 <兵庫県> 尼崎市
神戸支店	078-265-1312	<兵庫県> 全域（尼崎市を除く）
沖縄支店	098-860-2401	<沖縄県> 全域
本社代表	03-3455-0191	※管轄支店不明の場合

※管轄エリア内の物件であっても、管轄支店等が異なる場合がございます。その際は、ご容赦ください。

#### 【調査報告書作成に係る手数料】

	手数料	
重要事項調査報告書	8,640 円（税込）	8,000 円（税抜）
管理規約コピー	3,780 円（税込）	3,500 円（税抜）

- ※ 消費税率は、8%で計算しております。
- ※ 管理規約コピーについては、マンションにより取扱いが異なります。  
詳細につきましては、管轄支店等にご相談ください。
- ※ 2017年7月1日付で金額改定しております。